

「第二バチカン公会議公文書 改訂公式訳」(2013年9月第1刷発行) 訂正一覧

赤字は置き換えられた、あるいは挿入された文言。「誤」の項にある青字は削除された文言。行数は、「総序」はページ内、「解説」は段内(ともにアキ行を含まず)、「注」は番号内、索引はゴチック事項内、それ以外はEV版通し番号内でのもの。

| 文書名 | 頁 | EV版 通し番号 | 行 | 誤 | 正 | 備考 |
|-----------------------------|-----|-------------|-------|---|---|-------------------|
| 総序 | 24 | — | 13~14 | 準備された 綱要 に | 準備された 要綱 に | 2刷は修正済み |
| 総序 | 29 | — | 12 | (<i>Apostolica sollicitudo</i> 十一月十五日) | (<i>Apostolica sollicitudo</i> 九月十五日) | |
| 総序 | 33 | — | 15 | され、七八年に日本語訳 | され (一九七五年に改訂)、七八年に日本語訳 | |
| 総序 | 33 | — | 16 | 版(全四巻)が刊行され、 | 版(全四巻)が刊行され (一九八五—八七年改訂)、 | |
| 総序 | 33 | — | 17 | 『結婚式』(同年) | 『結婚式』(同年。 一九九一年改訂) | |
| 総序 | 33 | — | 18 | 『病者の塗油』(一九七三年) | 『病者の塗油』(同年) | つまり1972年であるということ。 |
| 総序 | 33 | — | 18 | 『ゆるしの秘跡』(同年) | 『ゆるしの秘跡』(一九七三年) | |
| 総序 | 34 | — | 1 | 年)、『 子どものためのミサ 』(同年)などが | 年)などが | |
| 総序 | 37 | — | 14 | その 司祭職 | その 祭司職 | 2刷は修正済み |
| 総序 | 37 | — | 15 | 「 司祭職 」を全的に | 「 祭司職 」を全的に | 2刷は修正済み |
| 教会憲章 | 137 | 309 | 2~3 | この民の 法 は、神の子ら として の | この民は、 条件として 、神の子らの | ※ |
| エキュメニズムに関する教令 | 262 | 541 | 1 | その起源や時や 揚 所の点 | その起源や時や 場 所の点 | |
| 教会における司教の司牧任務に関する教令 | 299 | 649 | 2 | 教会の職務 を果たす | 教会職 を果たす | |
| 修道生活の刷新・適応に関する教令 | 328 | 742 | 1 | 一般の労働基準法に従うことを了解しなければならぬが、 | だれしも働いて糧を得なければならない、という共通原則のもとにあることを承知しているべきであり、 | |
| キリスト教的教育に関する宣言(注16) | 379 | — | 6 | pp 678-679 | pp. 678-679 | |
| キリスト教以外の諸宗教に対する教会の態度についての宣言 | 386 | 859 | 小見出し | イスラーム 教 | イスラーム | |
| 信教の自由に関する宣言 | 471 | 1055 | 4 | | そのような行動のしかたは、自分の権利を濫用し、他人の権利を侵害することとみなさなければならない。 | 段落末に左記一文を挿入。 |
| 司祭の役務と生活に関する教令 | 579 | 1301 | 5 | ある 聖職者の職務 を | ある 教会職 を | |
| 司祭の役務と生活に関する教令 | 579 | 1301 | 8 | 司祭は 聖職者の職務 を | 司祭は 教会職 を | |
| 司祭の役務と生活に関する教令 | 584 | 1312 | 3 | 聖職者の職務 そのものの | 教会職 そのものの | |
| 司祭の役務と生活に関する教令 | 584 | 1312 | 4 | 聖職者の職務 は、 | 教会職 は、 | |
| 現代世界憲章 | 615 | 1369 | 3 | 人間の 内奥 で響く。 | 人間の 内奥 で響く。 | ※ |
| 現代世界憲章 | 647 | 1462 | 6 | 進歩に 貢献 する | 進歩に 貢献 する | |
| 解説 | 737 | — | 下18 | 組み込もうとしたこと | 組み込もう と したこと | |
| 解説 | 771 | — | 下22 | (11) 田口芳五郎、上掲箇所。 | | 注11を削除(本文になし)※ |
| 解説 | 781 | — | 上10 | イスラーム 教 | イスラーム | |
| 事項索引(経済) | 843 | — | 6 | 1625, 1645 →社会、人間も | 1625 →社会、人間も | |